資料２－１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府

太陽光発電施設の適正設置に向けた現状と対応について

１　府内市町村状況調査（平成29年2月・7月実施）

○苦情・トラブル件数（H27年度以降分）

・1３市町、１９件（内、１件は事業区域が兵庫県）。1５件は処理済み

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内　　　容 | 件数 | 備　　考 |
| 土砂災害等への不安・懸念 | ７ | 事業者と調整し対応、２件は宅地造成等規制法により指導 |
| 景観悪化への不安・懸念 | 3 | 事業者と調整し対応 |
| 反射光による影響への不安・懸念 | 2 | 事業者と調整し対応 |
| 除草繁茂に関する問題 | 2 | 市条例により指導 |
| 騒音に関する問題 | １ | 府生環条例により指導 |
| 自然公園内での開発に関する問題 | １ | 自然公園法により指導 |
| 農地転用に関する問題 | １ | 農地法により指導 |
| 電磁波による影響への不安・懸念 | １ | 住民に電気事業法の基準を説明し対応 |
| 住宅隣接地での開発に対する不安・懸念 | １ | 事業区域が兵庫県 |
| 合　　　計 | 19 |  |

　・19件は、すべて土地に設置する太陽光発電施設(50kW以上)に関するもの。

　・設置面積で苦情・トラブル件数に大きな差はない。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 設置面積 | 1,000㎡未満 | 1,000㎡以上３,000㎡未満 | 3,000㎡以上5,000㎡未満 | 5,000㎡以上10,000㎡未満 | 10,000㎡以上 | 不明 | 合計 |
| 件数 | ４ | ３ | ３ | ２ | ６ | １ | 19 |

２　太陽光発電施設の設置見通し等

（１）府域の新規認定・設置の状況＜事業用50kW以上＞

・太陽光発電の調達価格が継続的に引き下げられている中、FIT法の最近の認定・設置件数は、H26年度(5月～3月の11ヶ月)108件、H27年度96件、H28年度34件と減少傾向。なお、H29.3末までの総計482件

・さらに、今年度からFIT法の改正による大規模施設への入札制度の導入、適切な事業実施の確保を目的とするガイドラインによる規制等が実施されている。

（２）認定済未稼働施設の状況

50kW超:113件(内、500ｋW超:39件、H29年3月時点)について調査(H29年７月～8月実施)。

〈事業計画の進捗〉

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 工事中 | 未着工 | 不明 | 運転開始 | 取下等 | 合計 |
| 18 | 24 | 13 | 25 | 33 | 113 |
| 55 | 58 |

　　　　　　　　　　　　　　備考：「不明」については、「失効」の可能性あり。

　　〈設置場所による区分〉

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 土地 | 水面 | 屋根 | 合計 |
| 32 | 3 | 20 | 55 |

〈規制区域による区分〉「土地」「水面」設置35件の内訳

以下の件数は許可等が必要な件数でなく、区域に入っている件数である。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 宅造法 | 砂防法 | 急傾斜法 | 地すべり法 | 森林法 | 近畿圏整備法 | 農地法 |  | (参考)景観法・条例 |
| 件数 | 31 | 9 | 0 | 0 | 11  | 8 | 4 |  | 29 |

３５件の内、上記いずれかの法による規制区域に入っている件数は34件。

残り１件は水面に設置。

備考：重複して該当する場合があり、合計は35件にならない。

3　太陽光発電施設に係る主な関係法令の状況

1. 配慮を要する場所

１）土砂災害の防止

・宅地造成工事規制区域（宅地造成等規制法）、砂防指定地（砂防法・各都道府県砂防条例）、急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）及び地すべり防止区域（地すべり等防止法）においては、土地の形質変更に許可が必要で、各々の法令で定められた基準が適用される。

・しかし、宅地造成工事規制区域及び砂防指定地については、一定の条件下では許可不要となっている。

２）環境保全等

・自然公園・森林・河川・農地等の保全の観点から設置が不適切な場所は、各種法令により区域を定めて許可制が採用され、各々の法令で定められた基準が適用される。

・しかし、森林法や自然環境保全条例については、一定の条件下では届出不要となっている。

（２）設備の設置に係る安全性の確保

・感電、倒壊、飛散などの施設の安全面については、電気事業法に基づく基準の遵守が義務づけられている。

・なお、建築基準法の規制は、電気事業法の規定により同等の規制を受けるため対象外施設となっている。

（３）騒音・電磁波の防止

・騒音については騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例、電磁波については電気事業法により、一定の基準による規制がある。

（４）反射光・景観への配慮

・反射光については、既存法令による規制はない。

・景観については、大阪府及び16市町の景観行政団体（法、条例で景観に規制を行う団体）のいずれも、太陽光発電施設について法令の届出対象でない。

（５）事業終了後の施設の適切な廃棄

・廃棄物処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、適正な処理等が義務付けられている。

４　全国自治体の動向等

（１）都道府県の規制の動向等

　　・太陽光発電施設の設置に特化した条例を制定しているのは、兵庫県のみ。その他に一部の団体で、景観条例や環境関連条例等の既存条例の規制対象に太陽光発電施設を追加している、もしくは、ガイドライン等を策定。

　　・長野県は市町村向け条例制定マニュアルを策定。

（２）兵庫県条例の概要

・既存規制条例等の区域に関わらず、原則5000㎡以上はすべて届出が必要。

・近隣関係者への説明を義務付け。

・施設基準を規定、また、計画から廃棄まで一連の行為を規定。

・施設基準等はほとんどが国ガイドラインの遵守事項あるいは推奨事項。

・届出義務違反には罰則あり。

・施設基準の不適合に対しては、指導助言・勧告・公表。

５　太陽光発電施設の適切な設置に向けた国の取組み等

（１）ガイドラインの策定

・事業者に遵守事項や推奨事項を明示。遵守事項の違反者は認定取消もある。

・地域住民への事前説明は推奨事項。

・計画から廃棄まで一連の行為を規定。

（２）不適切事業に対する情報提供制度

　　・資源エネルギー庁のホームページに開設。

・一般からの不適切事案に係る情報提供フォームを設置。

（３）認定に関する情報の一般向け公開制度及び自治体向け提供制度

・改正FIT法による認定情報の一般への情報提供システムを創設。

・行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の例外による自治体への認定申請計画

の情報提供システムを創設。

6　対応の考え方

・太陽光発電施設は、国がFIT制度において認定、調査、指導権限を持ち推進している。

・また、国では、FIT法の改正や様々な制度の創設により、取組みを進めているが、府としても、実効性を向上させるための取組みを国に要望するとともに、地域住民の不安解消、事業者とのトラブル回避に向けて、市町村とも連携し、自治体としての役割を果たしていく。

・具体的には、既存法令や国のガイドライン等を根拠に、国、府、市町村がそれぞれの役割分担の中で、地域住民の声に耳を傾けつつ、事業者に適切な対応を求め、太陽光発電施設の地域との共生を図る、“大阪モデル”の構築を目指す。